三和地区

市原市
安心生活見守り支援事業

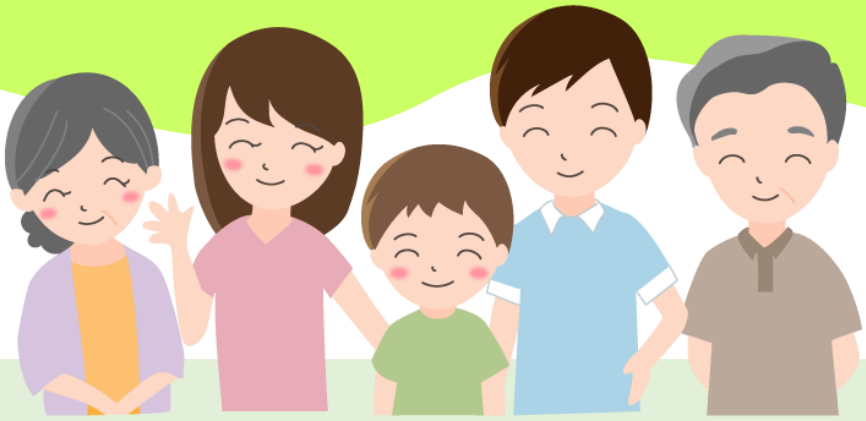

地域のボランティアが、
定期的な**見守り訪問活動**を
行っています。
無料でご利用できますので、
気になる方はお気軽に
ご相談ください。

「話し相手がいなくて寂しい」
「普段は元気だけど、何かあったら心配」

そんな時に頼れる地域の活動です。

発行：市原市社会福祉協議会

見守りの対象となる方

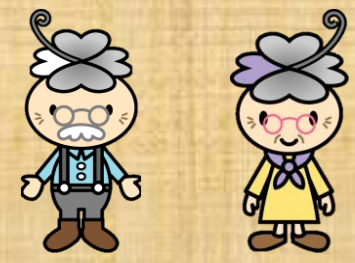

三和地区

市西小学校区小域福祉ネットワーク
・65歳以上の方
・障がいをお持ちの方
※日中独居など、対象年齢未満・障がいをお持ちでない同居人がいる場合は対象外です。

養老小学校区小域福祉ネットワーク
・75歳以上の方
・障がいをお持ちの方
※日中独居など、対象年齢未満・障がいをお持ちでない同居人がいる場合は対象外です。

海上小学校区小域福祉ネットワーク
・65歳以上の方
・障がいをお持ちの方
※日中独居など、対象年齢未満・障がいをお持ちでない同居人がいる場合は対象外です。

光風台小学校区小域福祉ネットワーク
・65歳以上の方
・障がいをお持ちの方
※日中独居など、対象年齢未満・障がいをお持ちでない同居人がいる場合は対象外です。

小域福祉ネットワークとは？

　市原市内の小学校区（旧小学校区含む）を基盤として、地域住民や福祉活動を行う団体などが協力し、身近な福祉課題に対応することを目的とした団体です。

　支え合い活動や見守り活動を通じて、安心して暮らせる地域づくりを進めています。

地域のボランティアとは？

　見守りを行うのは、各小域福祉ネットワークで選出され研修を受けた地域のボランティアで、「安心訪問員」として活動しています。活動を通じて知り得た個人情報は、本事業以外の目的では使用しません。

見守りを利用すると

月に１～２回ボランティアがご自宅を訪問します。

→

日ごろの様子や気になることについてもお話しできます。

→

必要に応じて地域の福祉活動について知ることができます。

活動中の様子

↑利用者のご自宅を訪問する様子

↑利用者のご自宅を訪問する様子

↑訪問員研修（基礎研修）を受ける様子

↑訪問員研修（地域包括支援センターによる研修）を受ける様子

利用者の声

話し相手になってもらえて、安心して生活できるようになりました。

何かあったときに話ができる存在がいることは心強いです。

地域の情報をいただけるので、毎月の楽しみになっています。

ご利用までの流れ

利用者（ご家族）

① 下記問い合わせ先へご相談ください。

③ 利用申込書兼同意書をご記入いただきます。

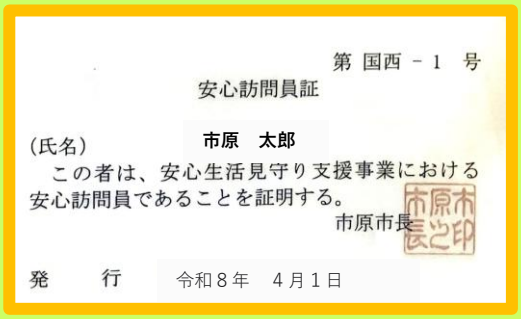

第 国西 － 1 号

安心訪問員証

（氏名） 市原 太郎

この者は、安心生活見守り支援事業における安心訪問員であることを証明する。

市原市長

発 行 令和８年 ４月１日

小域福祉ネットワーク

② 事業の概要を説明いたします。

④ 利用者とボランティアをおつなぎします。

⑤ 見守りを開始します。

↑市原市から発行された安心訪問員証が目印です。

関係機関の皆様へ

・見守りが必要な方への周知をお願いいたします。
・ご本人がお住いの小学校区で活動する小域福祉ネットワークへお申込みいただきます。見守り対象の条件は、本紙中面をご覧ください。
・ご本人の同意を得たうえでのお申し込みとなります。

☎問い合わせ先

市原市三和保健福祉センター（サンハート）
〒290-0207　千葉県市原市海士有木225-4
TEL：0436-37-7100　　FAX：0436-37-7510

令和８年８月発行